○文部科学省令第三十五号

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号）の施行に伴い、並びに私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十五条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条並びに同法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第五十五条第一項、第五十五条の三第一項、第五十五条の四第一項、第五十五条の五第一項及び第五十六条の二第一項並びに社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第六十五条の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則及び社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月三十日

文部科学大臣　萩生田光一

私立学校教職員共済法施行規則及び社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令

（私立学校教職員共済法施行規則の一部改正）

第一条　私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄でこれに対応する規定を掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　［略］	第一章　［同上］
第二章　給付の請求手続等	第二章　［同上］
第一節　短期給付（第四条―第十六条の五）	第一節　短期給付（第四条―第十六条の四）
第二節　退職等年金給付（第十七条―第三十二条の二）	第二節　退職等年金給付（第十七条―第三十二条の三）
第三章～第五章　［略］	第三章～第五章　［同上］
第五章の二　高齢の教職員等に係る特例（第三十七条の二・第三十七条の三）	第五章の二　高齢の教職員等に係る特例（第三十七条の二―第三十七条の五）
第六章　雑則（第三十七条の四―第四十一条）	第六章　雑則（第三十八条―第四十一条）
第七章　［略］	第七章　［同上］
（育児休業等を終了した際の標準報酬月額の改定の申出）	（育児休業等を終了した際の標準報酬月額の改定の申出）
第一条の三　法第二十二条第十二項の申出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。	**第一条の三**　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　加入者等記号・番号（法第四十五条第一項に規定する加入者等記号・番号をいう。以下同じ。）	二　加入者番号
三～八　［略］	三～八　［同上］
（産前産後休業を終了した際の標準報酬月額の改定の申出）	（産前産後休業を終了した際の標準報酬月額の改定の申出）
第一条の三の二　法第二十二条第十四項の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。	**第一条の三の二**　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　加入者等記号・番号	二　加入者番号
三～八　［略］	三～八　［同上］
（被扶養者の認定申請等）	（被扶養者の認定申請等）
第一条の五　［略］	**第一条の五**　［同上］
2　被扶養者が、前条第二項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つた場合又は日本国内に住所を有するに至つたことにより同項各号に該当しなくなつた場合であつて、引き続き被扶養者となるときは、その加入者は、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。この場合において、被扶養者が同項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つた加入者は、当該届書にその事実を証明する書類を添えなければならない。	2　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　加入者等記号・番号	二　加入者番号
三～六　［略］	三～六　［同上］